

全ト協発第329号(企)
令和5年10月2日

都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己

下請法・独占禁止法等に係る遵守状況の自主点検の実施について（要請）

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、政府の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」において、法違反が多く認められる業種に対し、事業者団体を通じて傘下企業に対し、下請法や独占禁止法等に係る遵守状況の自主点検を要請することとされ、令和4年度に自主点検を実施し、同年12月14日に公表されました。また、公正取引委員会では、「優越的地位の濫用に関する緊急調査」及び「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果」を実施し、各調査により法違反等が多く認められた27業種において取引適正化に向けた内容を把握することとなりました。

道路貨物運送業は標記27業種に該当することとなり、別添のとおり公正取引委員会、中小企業庁、国土交通省から全ト協に対して、各事業者に対し自主点検を行い、結果を取りまとめ、報告するよう要請がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会の会員事業者に対し、アンケートへご回答いただきたく、周知についてご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、前回（令和4年度）は全国で474件の回答をいただきましたが、国土交通省から、今年度はさらにより多くの事業者へ回答してもらうよう要請がありましたので、全会員事業者に対し周知いただくとともに、可能な限り回答にご協力いただくよう特段のご配慮をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

【添付書類】

- 公正取引委員会・中小企業庁・国土交通省依頼文書「法令遵守状況の自主点検について（要請）」
- 法令遵守状況の自主点検に関するアンケート回答票（Wordデータ）

【回答期限】

令和5年10月31日（火）まで

（次頁へ続く）

【回答方法】

1. WEB回答の場合

下記URLまたは、下記QRコードより回答ください。
全ト協ホームページからも回答いただけます。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeN-w-XdgYMrQikE0U7b1lpCS_zgeAdhmGzJA1fw9Q-MBaciQ/viewform?usp=sf_link



2. メール回答の場合（Word データによる回答）

各都道府県トラック協会にて取りまとめの上、全ト協企画部宛てにメール送付ください。

3. FAX回答の場合

全ト協企画部宛て（FAX：03-3354-1094）に送付ください。

◇本件お問い合わせ先

全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

1 法遵守状況の自主点検(概要)

番号	業種名 ^(注)	回答割合	所管省庁
1	化学工業	26.6%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	鉄鋼業	64.8%	経済産業省
3-4	非鉄金属製造業、金属製品製造業	33.4%	経済産業省
5-8	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業	16.4%	厚生労働省、経済産業省
9	電気機械器具製造業	9.9%	経済産業省
10	情報通信機械器具製造業	18.4%	経済産業省
11	輸送用機械器具製造業	54.4%	経済産業省、国土交通省
12	放送業	49.8%	総務省
13	情報サービス業	14.0%	経済産業省
14	映像・音声・文字情報制作業	17.0%	総務省
15	道路貨物運送業	1.3%	国土交通省
16	各種商品卸売業	17.5%	経済産業省
17	機械器具卸売業	13.4%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
18	広告業	72.0%	経済産業省
19	技術サービス業	18.0%	農林水産省、国土交通省
19業種平均		26.8%	-

回答件数は474件であった

(注1) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注2) 回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。